

【報告事項】

第 1 期中期目標期間における
業務実績（見込）の評価
について

地方独立行政法人の業務実績評価の仕組み

地方独立行政法人法及び大阪市地方独立行政法人天王寺動物園評価委員会条例で、「設立団体の長が下記の評価等を行うときには、評価委員会の意見を聽かなければならない」と規定されている。

年度	中期目標期間	審議事項
R3		
R4		<ul style="list-style-type: none">• R3 の業務実績評価
R5		<ul style="list-style-type: none">• R4 の業務実績評価
R6	第1期	<ul style="list-style-type: none">• R5 の業務実績評価• 第2期中期目標の検討
R7		<ul style="list-style-type: none">• R6 の業務実績評価• 第1期の見込評価• 法人の存続を含めた業務・組織の見直し• 第2期中期目標の設定
R8		<ul style="list-style-type: none">• R7 の業務実績評価• 第1期の本評価
R9	第2期	<ul style="list-style-type: none">• R8 の業務実績評価
～R12		

中期目標期間における業務実績評価の進め方

地方独立行政法人法第28条に基づき、令和7年度（第1期最終年度）に「第1期の見込評価」を令和8年度（第2期初年度）に「第1期の本評価」を実施する。

中期目標期間評価の方針

- 中期目標に示した目標に対して、法人が取り組んだ事項をもとにその成果から、期間中にどのように変化した（達成できた）かについて、定量・定性の観点より評価を行う。
- 当該評価にあたっては、地方独立行政法人法第28条第1項第2号及び第3号に基づき、**まず法人に自己評価を行うことを求める。**
- 上記の**自己評価をもとに市長評価（案）を作成し、評価委員会のご意見を踏まえ、市長評価を決定する。**

中期目標期間における業務実績評価の方法

中期目標期間の見込評価（中期目標期間の最終年度に実施）【R7実施】

○大項目（15項目）：5段階評価

D	C	B	A	S
法人の組織、業務等に見直しが必要	目標を十分には達成できていない	おおむね目標どおり達成	目標どおり達成	特筆すべき達成状況

○全体評価：記述式（項目別評価を踏まえて）

- 各事業年度評価の結果及び見込を踏まえ、中期目標の達成状況について、5段階評価を行う。

- 項目別評価の結果及び見込を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について、記述式による総合的な評価を行う。

中期目標期間の本評価（次期中期目標期間の初年度に実施）【R8実施】

○大項目（15項目）：5段階評価

D	C	B	A	S
法人の組織、業務等に見直しが必要	目標を十分には達成できていない	おおむね目標どおり達成	目標どおり達成	特筆すべき達成状況

○全体評価：記述式（項目別評価を踏まえて）

- 各事業年度評価の結果を踏まえ、中期目標の達成状況について、5段階評価を行う。

- 項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について、記述式による総合的な評価を行う。

中期目標期間における業務実績評価の方法

【参考】事業年度評価（毎年度終了後に実施）

○小項目：5段階評価

I	II	III	IV	V
計画を大幅に下回っている	計画を十分に実施できていない	計画を順調に実施している	計画を上回って実施している	計画を大幅に上回って実施している

- 当該事業年度の年度計画に示された項目について、法人による自己評価の結果をもとに、5段階評価を行う。
- 但し、達成レベルについてイメージしやすくするため、また評価の恣意性を排除するため、「III評価」「IV評価・V評価」に値する事例を列挙し、予め独法に提示。

○大項目（15項目）：5段階評価

D	C	B	A	S
重大な改善事項あり	やや遅れている	おおむね計画どおり	計画どおり	特筆すべき進捗状況

- 小項目評価の結果等を踏まえ、中期目標に示した**15項目**について、中期目標の達成度等も考慮し、5段階評価を行う。

○全体評価：記述式（項目別評価を踏まえて）

- 項目別評価の結果等を踏まえ、記述式による総合的な評価を行う。
- 年度計画の項目にはないが、中期目標の達成に資するものがあれば、ここで評価を行う。

【参考】関係法令

○地方独立行政法人法（抄）

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第二十八条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2-3 省 略

4 設立団体の長は、第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5-6 省 略

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までに、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 省 略

○大阪市地方独立行政法人天王寺動物園評価委員会条例（抄）

（所掌事務等）

第2条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、法第28条第1項(同項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する部分を除く。)の規定により市長が評価を行う場合における市長への意見の申述をつかさどる。

2 省 略